

一般社団法人岡山県LPガス協会
新型コロナウイルス感染症対応計画（BCP）

1. 基本方針

新型コロナウイルスの流行により協会事務局が重大な被害を受け通常業務の遂行に支障が発生した場合は、職員に感染防止を最優先するとともに、ライフラインに係る地方公共機関の使命として、公的部門の拠点施設へのエネルギー供給に努め、消費者へのエネルギー応急供給に努力する。

同時に、会員事業者の安全確認、発生時はその二次感染の防止に努める。しかる後、新型コロナウイルス感染発生時には、最低14日間の自宅待機が求められていることから、ライフライン確保の観点から会員事業者のLPガス供給途絶が発生しないよう努める。なお、いかなる局面においても「人命」を第一義として行動する。

2. BCP発動の基準

- ① 国が第二段階の（国内発生早期）を宣言した時に発動する。

3. BCP発動の体制の構築

協会トップが感染した場合以下の順位表を作成しておく。（協会災害対策運営要領第1条の順位とする。）

4. 影響度の評価

- ① ライフラインに係る地方公共機関の使命として、行政の新型コロナウイルス対策本部、病院等の公共施設など、公的部門へのエネルギー供給は可能な限り供給途絶が起こらない対応策を構築する。
- ② 14日間の自宅待機（外出禁止）を求められることとなり、生活に不可欠なLPガス、石油供給の供給途絶が発生しない対策を構築する。ただし、職員の感染状況や地域の感染状況、会員事業者の業務稼働状況によって困難な場合も想定しておく。

5. 被害想定

- ① 感染エリアが拡大し外出禁止や公共交通機関の運行停止などが想定され、LPガスの仕入れがストップする可能性がある。
- ② ほとんどの職員の家族は、感染していないが、一部職員の家族に感染者が発生した場合は、その職員は自宅待機（14日間程度）とする。
- ③ 会員事業者のLPガスの供給先
供給センター・・・新型コロナウイルスに対応する医療機関（発熱診療機関、感染症指定診療機関、等）は、防災拠点病院と異なる可能性があり、病院等防災拠点施設は個別に即刻対応とする。
LPガススタンド・・・タクシー、公用車（ごみ収集車等）に対しては即刻対応
- ④ その他ライフラインの状況は、下記の通りとして見込む。

連絡先一覧表

- ・電気・・・通常
- ・通信・・・通常
- ・水道・・・通常
- ・都市ガス・通常

- ・幹線道・発生当初は緊急車両優先規制の可能性は低い。
- ※但し上記インフラも新型コロナウイルスの感染拡大により現場要員の確保が困難となり、ライフラインが停止する可能性が考えられる。

6. 重要な要素

- ① 新型コロナウイルス感染エリアが拡大し、タンクローリー配送要員不足のため、陸送のLPガス、石油の仕入れが休止する(保有在庫はLPガス2日分)。ただし、消費先の中には、感染地域となっているため通常の出荷量は不要となる場合もあり出荷量は減少する。
- ② 職員の出勤率は、感染拡大により出勤率が徐々に低下することが想定される。(40%の欠勤を想定した体制を構築する。)
- ③ 県内の消費者戸数は約50万戸であり、供給エリアの大部分が感染地域となった場合、供給が不可能である。また職員自宅待機・外出禁止措置等により配送が円滑にできない事を考慮し、各家庭での14日間の供給確保をはかる。
- ④ 感染エリアに存在する事業者の消費者に対する対応を予め準備して供給途絶をカバーする。

7. 組織体制と指揮命令系統

- ① 国内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合(国内発生早期)には、別途定める「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置する。(協会新型インフルエンザ等対策業務計画のとおり)
- ② 本部長(会長)または部長(副会長)がその任に当たれない時には、参集した職位上席者から代行し、全ての権限を一時引き継ぐ。

8. 対策本部の設置

- ① 外出禁止措置等により対策本部を協会事務所に設置できない可能性を考慮し、対策本部を中核充填所などに設置するなど協会業務を対策本部と並行して行う。事務職員の在宅勤務等の体制も考慮し、また所内緊急連絡網を整備しておく。(別表1)
- ② 代替施設には当面の業務に必要な帳票、パソコン等の備品を備え置く。

9. 対外的な情報発信および情報共有

- ① 新型コロナウイルス感染症対策本部・総務部は、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、職員の安否確認、情報収集・伝達、広報体制の確立に努める。
- ② 対外連絡の対象先は、警察・消防署等関係当局(各所定の防災担当者または緊急時担当者へ)、全国および県エルピーガス協会、各市役所、充てん所の地元自治会・町内会長とする。(連絡先は協会防災計画巻末参照)

10. 新型コロナウイルス感染症発生時、災害対策本部・調査部は、会員事業者との相互連絡体制の確立を急ぎ、状況把握に努める。

11. 新型コロナウイルス感染症発生時、災害対策本部・対策部は、会員事業者の感染拡大防止対策の構築に努める。

1 2. バックアップ

- ① コンピュータシステム・データのバックアップは、現行通りベンダーに保管を依頼し、システム変更時には同時に更改する。
- ② 日々の会員データ・財務データは、毎日業務終了後バックアップをとる。また、仮事務所に対策本部兼仮事務所を設置してパソコンと手作業で業務が再開できる状態を構築する。(NASに保存したデータは、毎日22時に外付けハードディスクに自動バックアップ、財務データは不定期にUSBメモリーに手動バックアップ)

1 3. 生命の安全確保

- ① 職員は、感染拡大防止の研修を必ず受講しておく。
- ② 新型コロナウイルス感染症発生時には、事務所来客に感染の拡大防止を最優先する。
- ③ 職員の居住地区が新型コロナウイルスの感染地区に指定されて場合は、(1)携帯電話(回線混雑時はメール)で会社への自分自身の状況報告と(2)家族、親族等の安否の報告を行い、新型コロナウイルス感染症対策本部の指示に従うことを原則とする。

1 4. 安否確認

- ① 職員および家族の安否確認は、個人情報の第三者提供に同意する人は家族を含め携帯電話のメールアドレスを登録し、新型コロナウイルス感染症発生時の安否確認メールに返信することにより、全員の安否確認を行う。
- ② 電話回線が使用できる場合は、携帯電話メールと並行し、固定電話・携帯電話による緊急連絡網により安否確認を行う。
- ③ 自治体が発表する感染情報マップ・情報を参考に、当社営業範囲内自治体の動向を把握し業務に活用する。

1 5. 感染拡大の防止

- ① 新型コロナウイルス感染症発症時には、事務所及び不特定多数の人が集まる場所の消毒を毎日行う。
- ② 感染のおそれがある来客を断る等の対策をとる。
- ③ 状況によっては、事業停止等の対応も検討する必要性が生じると想定される。

1 6. 地域との協調・地域貢献

- ① 新型コロナウイルス感染症が発生したエリアを誤って通過した場合は、まず自身の安全を図り、それ以降は対策本部の指示に従うことを原則とする。
- ② 事務所の存在する地域周辺の消毒作業等の協力を求められた場合その対応を最優先する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策本部は、自治体から応援の要請があった場合、その内容を最寄りの職員に連絡し、最優先で活動に当たらせる。

1 7. 共助、相互扶助

- ① 県エルピーガス協会等において、新型コロナウイルス感染症発生時の事業者間の協力体制の整備を図るよう働きかける。

18. 備蓄、救命機材、家庭における対策

- ① 14日分の水と食料を事務所に備蓄し、全職員には自宅に水・食料の備蓄を指示する。
また、マスク・消毒薬等の防護対策備品を備蓄しておく。
- ② 職員に防災ハンドブック(自治体が作成したハンドブックに、緊急連絡先、当社の緊急連絡網、新型コロナウイルス感染症対策本部組織図、新型コロナウイルス感染症発生時の行動基準を配布する。
- ③ 事務所の会議室は、新型コロナウイルス感染症が当該地区に蔓延した場合に帰宅困難者用(社員)宿舎または新型コロナウイルス感染症対策本部として利用するために寝具と非常食等防災備蓄品を常備する。(14日分の水と食料)

19. 財務手当て

- ① 利益保険・費用保険等の保険を火災保険会社等と折衝しておき、新型コロナウイルス感染症発生による売り上げ減少等の対策をとる
- ② 銀行と非常時用のコミットメント契約を締結する。
- ③ 長期的な運転資金の把握をしておく。(二ヶ月以上)

20. 教育・訓練

- ① 全職員を対象に所要の新型インフルエンザ等感染症対策訓練を行い、安否確認、各役割分担業務を確認する。
- ② 毎年1回は、新型インフルエンザ等感染症発生時対策の図上訓練を行う。
- ③ 全職員を対象にBCP、防災、新型インフルエンザ等に関する知識の提供を行うとともに、BCP発動時における各マニュアル類の関係、会社の体制、個人の行動基準を習熟する教育を定期的を実施する。

21. 点検および是正措置

- ① 事業継続計画で定めた事項について、震災時初動マニュアルと新型インフルエンザ等行動計画等において整合を図る。また、必要に応じ復旧マニュアルの整備を行う。
- ② 年2回、定めた「防災チェックリスト」に従い、自己点検を行う。
- ③ 教育・訓練、職場点検の結果と改善必要事項を会長に報告する。
- ④ 会長は至急に改善が必要な項目については、直ちに対応を指示する。

22. 経営層による見直し

管理職による「事業継続会議」を開催し、事業継続計画全体の見直しを実施する。

23. 付則

この計画は、令和2年4月7日に制定し、同日から施行する。